

令和8年度 償却資産(固定資産税)申告の手引 須坂市



償却資産の申告期限は令和8年1月31日(土)です。

- 1月1日現在で償却資産(詳細は2ページ参照)を所有している方は、申告義務があります。

◆◆◆ 提出にあたってのお願い ◆◆◆

- 前年中に資産の増加及び減少がない場合は、申告書の備考欄に「増減なし」と記載して提出してください。
- 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- 郵送により申告する場合で、償却資産申告書の控え(受付印押印済)の返送が必要な場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
※郵便料金不足にご注意ください。

【目次】

I 償却資産とは	…	2	～	4ページ
II 償却資産の申告	…	5	～	6ページ
III 申告書類の作成方法	…	7	～	17ページ
IV 償却資産の評価額及び税額の計算方法	…	18	～	19ページ

I 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。)をいいます(地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意義>)。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日(賦課期日)現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

1 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、次のとおりです。

資産の種類		主な償却資産の内容
1	構 築 物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設、よう壁等
		建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備(これらを特定付帯設備といいます。)(詳しくは14ページ参照)
2	機 械 及 び 装 置	工作機械、印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0」、「00～09」、「000～099」)、太陽光発電設備、駐車場機械装置等
3	船 舶	モーターボート、カヌー、釣り船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「9」、「90～99」、「900～999」)、農耕作業用の自動車(最高時速が毎時35km以上のもの、台車等(ただし、自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)※の対象になる乗用車、トラック等は除きます。))
6	工 具、器 具 及 び 備 品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピュータ、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

※小型特殊自動車は軽自動車税(種別割)の課税対象となりますので、償却資産は申告不要です。

(例)乗用草刈り機、農耕トラクター、スピードスプレイヤー、コンバイン、ロータリー除雪自動車、乗用田植え機、フォークリフト(大型特殊自動車ではないもの)等。

2 申告する資産とは

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、次の(1)(2)の要件を満たすものです。

(1)土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産(土地及び家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。)

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば**申告の対象**となります。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)

- 工 償却済資産(減価償却が終わった資産)
- オ 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- カ 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)
- キ 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同等である資産(リース資産は5ページ参照)
- ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

(2)耐用年数が1年を超えて取得価額(1個又は1組当たり)が10万円以上の資産
(ただし、法人の場合、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象となります。)

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人の場合	平成11年1月1日以後に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外※
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外※
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合	平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外※
			3年間一括償却	申告対象外※
			減価償却	申告対象
		10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外※
			減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却	申告対象

※対象資産に変更がありますので、17ページを参照してください。

3 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。()内の数字は、各資産の耐用年数です。

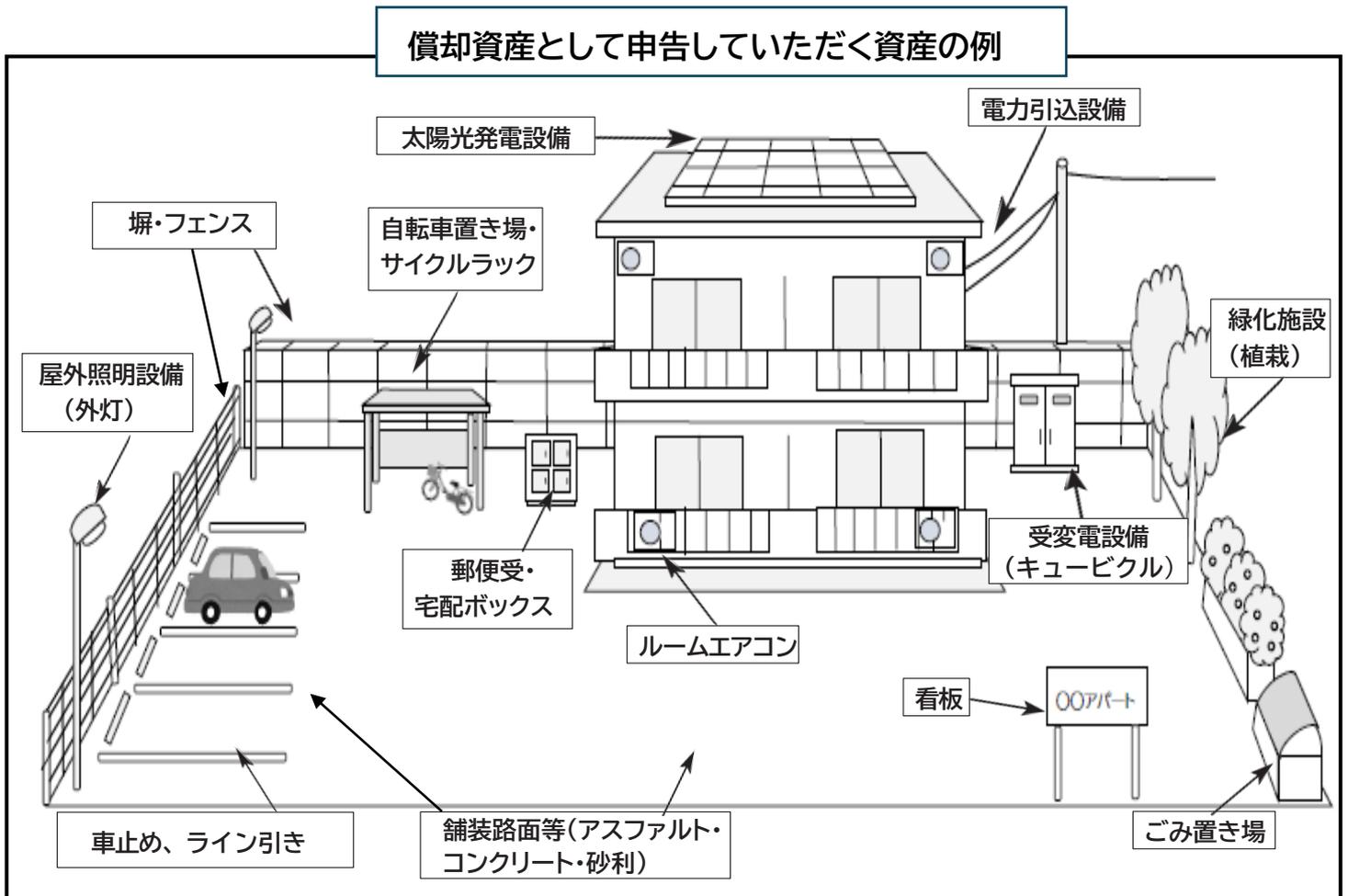
業種	主な償却資産の内容
共通	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パーソナルコンピュータ(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、その他
飲食業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、その他
理容業 美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機、プレス(13)、給排水設備(15)、その他
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他
医業 歯科医業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、太陽光発電設備(17)、その他
農業	果樹棚(14)、ビニールハウス(14)、農機具(トラクター(7)等)、その他

～賃貸用の不動産を所有されている方へ～

償却資産の申告が必要です！

賃貸用のアパート・ビル・駐車場を所有されている方は、土地・家屋とは別に、償却資産として課税されます。償却資産に該当するものを例示しますと、次のとおりです。これらは、土地・家屋として評価すべきものではなく、償却資産として申告が必要なものになります。

なお、所有されている資産が償却資産として申告対象なのかどうか分からない場合は、税務課資産税係へお問合せください。



資産の種類	資産例
構築物	駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設(植栽)、フェンス、自転車置き場、外灯、看板等の広告設備、ごみ置き場など
建物付属設備 機械・装置	受変電設備(キュービクル)、電力引込設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、太陽光発電設備(屋根材一体型ソーラーパネルを除く)など
工具・器具・備品	ルームエアコン(壁掛型)、郵便受、宅配ボックスなど

Ⅱ 償却資産の申告

1 申告していただく方

工場や商店を営んでいる、駐車場やアパートを貸し付けているなど、事業を行い、1月1日現在に償却資産を所有している方が対象になります。

地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有状況を申告する義務があります。

○所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。

○償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて申告するのではなく、代表者を決めて申告してください(8ページを参照してください)。

○償却資産を所有していない場合は、「資産なし」と記入し、提出に御協力ください(8ページを参照してください)。

2 リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うもの」とされましたが、固定資産税(償却資産)においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主(所有者)が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

3 提出していただく書類

(1)必ず提出していただくもの

資産の所在する市ごとに作成した ①「償却資産申告書」 ②「種類別明細書」

※前年中に資産の増加及び減少がない場合は、①の「18 備考」の欄に「増減なし」と記載して提出してください。

(2)該当する資産がある場合に提出していただくもの

非課税資産を所有されている場合 ……固定資産税非課税規定適用申請書、事実を証明する書類

課税標準の特例がある資産を所有されている場合…事実を証明する書類

短縮耐用年数を適用された場合 ……国税局長の承認通知書(写)

増加償却をされた場合 ……税務署長への届出書(写)

減免に該当する資産を所有されている場合 ……固定資産税等減免申請書、事実を証明する書類

◎上記書類を提出される場合は、①の「18 備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

(3)番号法に定める本人確認の資料

申告書の「3 個人番号又は法人番号」の欄に、個人の方は12桁のマイナンバー(個人番号)を法人の方は13桁の法人番号を右詰めで記入してください(共有名義の場合は記入不要です)。

なお、法人番号を記入した申告書の提出や電子申告の場合は、本人の身元確認資料の添付は不要です。

マイナンバー(個人番号)を記載した申告書をご提出いただく場合、番号利用法に定める本人確認(番号確認、身元及び代理権確認)を実施します(6ページを参照し必要な書類を確認してください)。

【本人が申告書を提出する場合】 ①、②をご提示ください。

①マイナンバー(個人番号)確認資料	②身元確認資料
次のうち、いずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード 2 個人番号記載の住民票の写し	次のうち、いずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード 2 運転免許、パスポート 3 1及び2以外の官公署発行の資格証等 4 本市より送付した印字された償却資産申告書

※郵送による申告の場合は、①と②の書類の写しを同封してください。

【代理人が申告書を提出する場合】 ①、②、③をご提示ください。

①申告者本人のマイナンバー(個人番号)確認資料	②代理人(税理士)による申告の場合
次のうち、いずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード 2 個人番号記載の住民票の写し	次のうち、いずれか一つの書類を提示 1 個人番号カード 2 運転免許、パスポート 3 1及び2以外の官公署発行の資格証等 4 本市より送付した印字された償却資産申告書
③代理権の確認資料	
次のうち、いずれか一つの書類の写しを提示 1 委任状 2 税務代理権限書	

4 提出期限 令和8年1月31日(土)

5 提出先 〒382-8511
長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市役所税務課資産税係 行
市役所窓口での受付時間:8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

6 企業の電算処理により申告をされる場合(須坂市では全資産申告となります)

電算処理により申告される方は、毎年度、増減のあった資産だけでなく、1月1日(賦課期日)現在須坂市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書及び種類別明細書記入例(8～11ページ)を参考に次の書類を作成し、提出してください。

償却資産申告書	1 資産件数欄がない場合は、資産件数を備考欄に記入してください(資産種類別に種類別明細書の一行を一件として集計)。 2 評価額(ホ)の欄を必ず記入してください。
種類別明細書	1 次の項目は必ず記載してください。 資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・減価残存率・耐用年数(改正耐用年数も含む)・価額・特例率(該当有の場合)・増加事由(1～4) 2 評価額は18、19ページを参照のうえ算出してください。 3 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前及び改正後の耐用年数をそれぞれ記載してください。 4 減少した資産のリストを種類別明細書に添付してください。 5 増加資産や減少資産がある場合は、増減事由を摘要欄等に記入してください。

Ⅲ 申告書類の作成方法

1 作成の単位

- 須坂市内に2か所以上の事業所がある場合は、主たる事業所でまとめて記載してください。
- 以下は紙による申告書類の記載方法です。

2 作成していただく書類

「償却資産申告書」及び「種類別明細書」を次の注意事項にしたがって作成してください。

書類名	注意事項
償却資産申告書	申告書送達先・氏名が印字されている場合でも必ず記名してください。 資産に増減がない場合は、申告書の「18 備考」の欄に「増減なし」と記載してください。
種類別明細書	1 資産内容が印字されていない場合(8~9ページ参照) 令和8年1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。 2 資産内容が印字されている場合(10~11ページ参照) 前年までに申告されている資産がすべて印字されています。前年中に増減のあった資産を加除修正してください。

※償却資産申告書は感圧複写式(ノーカーボン)となっており、二枚目は控え用です。

※非課税・特例対象資産を所有されている方は、申告書類と共に必要書類を提出ください。詳細については12、13ページをご覧ください。

3 申告していただく事項

(1)取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、国庫補助金等を加えた金額を記入してください。

また、固定資産税の評価上、事業専用割合等による取得価額のおん分は認められていませんので、その資産の取得価額で申告してください。

取得価額が30万円未満の資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、3、17ページの一覧表を御確認ください。

(2)耐用年数

耐用年数は、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、次の3種類があります。

ア 法定耐用年数 …… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表を御覧ください。基本的に、この耐用年数により申告してください。

イ 中古見積耐用年数 …… 耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。

ウ 短縮耐用年数 …… 法人税法又は所得税法の規定により国税局長の承認を受けたときの耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付して提出してください。

(3)その他

所在、種類、数量、取得年月、その他償却資産課税台帳登録及び価格の決定に必要な事項を、償却資産申告書及び種類別明細書記入例(8~11ページ)を参考に申告書を作成してください。

償却資産申告書の記入例 1

初めて申告される方の償却資産申告書の記入方法

該当する方を○で囲んでください。

第二十六号様式（提出用・控用）

9

該当の場合は○で囲んでください。
「有」の場合は、貸主（リース会社等）の名称等を記入してください。

該当の場合は○で囲んでください。

個人の方は12桁のマイナンバー（個人番号）を、法人にあたっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。償却資産を共有されている方は、記載不要です。

1 及び太枠で囲まれた各項目（2 ~ 14）の内容を記入してください。

令和 8 年 1 月 15 日 令和 8 年度

受付印 須坂市長 殿

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

1 住所 (フリガナ) スザカシオオアザスザカ〇〇〇パンチノ△
〒382-〇〇〇〇 須坂市大字須坂〇〇〇番地の△
2 法人の場合は本店の所在地を記入してください。
(電話 026-〇〇〇-×××)

3 個人番号又は法人番号 4
5 事業種目 6 不動産賃貸、管理業
(資本金等の額) 3 百万円
7 事業開始年月 8 令和 7 年 4 月

9 短縮耐用年数の承認 有・無
10 増加償却の届出 有・無
11 非課税該当資産 有・無
12 課税標準の特例 有・無
13 特別償却又は圧縮記帳 有・無
14 税務会計上の償却方法 (定率法・定額法) 有・無
15 青色申告 (有・無)

6 この申告に
応答する者
の係及び
氏名 7 須坂 太郎
(電話 026-〇〇〇-×××)

7 税理士等 8 須坂 花子
(電話 026-△△△-△△△)

2 氏名 (フリガナ) 須坂 太郎 外1名
3 法人の場合は、法人名称と代表者名を記入してください。
※共有で資産をお持ちの方は、備考欄に共有者の氏名又は法人名と住所又は所在地を記入してください。

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)		取得したもの (ハ)		計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		15 市(区)町村内における事業用資産の所在地
	十億	百万	十億	百万	十億	百万	
1 構築物			48000	012	48000	012	① 須坂市大字須坂〇〇番地の〇 ② 須坂市大字日濱〇〇番地の〇
2 機械及び装置							10
3 船舶							11 貸主の名称等 〇〇リース㈱ 須坂市大字須坂〇〇番地 026-〇〇〇-△△△△
4 航空機							12 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家
5 車両及び運搬具							16 借用資産 (有・無)
6 工具器具及び備品			2060000		2060000		17 14
7 合計			6860012		6860012		18 備考(添付書類等) 共有者：須坂 次郎 須坂市大字須坂△△△

税理士又は税理士法人が、税務代理をする場合には、その権限を有することを証する書面として税務代理権限証書を御提出ください。

住所と資産所在地が同一の場合も含めて市内全ての資産所在地を必ず記入してください。書ききれない場合は備考欄あるいは別の用紙(様式自由)に記入してください。

次のような事項を記入してください。
①添付書類がある場合はその名称
②前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合は、移動年月日、旧住所及び旧名称等
③該当資産がない場合は「資産なし」と記入してください。
④納税管理人を定めている場合は、納税管理人の住所、氏名
⑤その他申告に必要な事項

1 ~ 9 について記入してください。

種類別明細書の記入例 1

初めて申告される方(資産内容が印字されていない場合)の種類別明細書の記入方法

種類別明細表 (一覧表)

番号	種類区分	番号	種類区分	住所	須坂市大字須坂〇〇〇番地の△
1	構築物	4	航空機	氏名	須坂 太郎 外1名
2	機械及び装置	5	車両及び運搬具		
3	船舶	6	工具、器具及び備品		

※行政区	住所	世帯	※ ページ
※ 所有者コード			

(資産の種類欄には、上記の区分を記入してください。)

行番号	異動区分			※ 品目番号 (1点No.)	資産コード	資産の名称等 (漢字-カタカナ-数字-英字で 記入してください。30字以内)	数 量	取得年月			取得価額				※ 耐用年数	※ 減価残存率	※ 5%	1月1日現在 簿価				※課税標準の特例 率	※ コード	※ 課税標準額	※ 税額の特例	事由	摘要
	減少	修正	増加					年号	年	月	取	得	価	額				十	百	千	円						
01	1	2	3	1		事務所内装工事	1	5	07	04		1200	010	10	0.897										1		
02	1	2	3	1		駐車場アスファルト舗装	1	5	07	04		3600	002	10	0.897										1		
03	1	2	3	6		コピー	2	5	07	04		900	000	5	0.815										1		
04	1	2	3	6		パソコン	3	5	07	04		280	000	4	0.781										1		
05	1	2	3	6		応接セット	1	5	07	04		180	000	8	0.875										1		
06	1	2	3	6		エアコン	3	5	08	01		700	000	6	0.840										1	1月1日 取得資産	
07	1	2	3																								
08	1	2	3																								
09	1	2	3																								
10	1	2	3																								
11	1	2	3																								
12	1	2	3																								
13	1	2	3																								
14	1	2	3																								
15	1	2	3																								
合 計																											

該当する番号に○をしてください。

【資産の種類】
以下の数字で記入してください。
1=構築物
(建物付属設備含む)
2=機械及び装置
3=船舶
4=航空機
5=車両及び運搬具
6=工具、器具及び備品

資産の名称を記入してください。

数量を記入してください。

【取得年月】
3=昭和
4=平成
5=令和
(例)令和7年4月の場合「50704」となります。

【取得価格】
当該資産の取得価格を記入してください。

【耐用年数】
法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。

【増加事由】
該当する増加事由の数字を記入してください。
1=新品取得
2=中古品取得
3=移動による受入れ
4=その他
3の場合、摘要欄に移動前の所在地を記入してください。
4の場合、摘要欄に理由を記入してください。

【摘要】
課税標準の特例が適用される資産・短縮耐用年数を適用している資産・増加償却を行っている資産についてはその旨を記入してください。資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した事由について特記すべき事項がある場合は、その旨を記入してください。
1月1日に取得した資産については例示のように記入してください。

加除訂正は赤ボールペンを使用してください。

- 増加事由
- 1. 新品取得
 - 2. 中古品取得
 - 3. 移動による受入れ
 - 4. その他

1 及び太枠で囲まれた各項目(2 ~ 14)の内容を確認又は記入してください。

令和 8 年 1 月 15 日
 受付印
 1 須坂市長 殿
 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

個人の方は12桁のマイナンバー(個人番号)を、法人にあたっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。償却資産を共有されている方は、記載不要です。

1 住所 (フリガナ) スザカシオアザスザカ〇〇〇パンチノ△
 〒382-〇〇〇〇
 須坂市大字須坂〇〇〇番地の△
 2 (電話) 026-〇〇〇-××××

3 個人番号又は法人番号 4
 4 事業種目 5 不動産賃貸、管理業
 (資本金等の額) 3 百万円

5 事業開始年月 6 令和 7 年 4 月
 6 この申告に 7 経理課 須坂 花子
 応答する者 氏名 (電話) 026-〇〇〇-××××

7 税理士等 8 須坂 太郎
 (電話) 026-△△△-△△△

8 短縮耐用年数の承認 有・無
 9 増加償却の届出 有・無
 10 非課税該当資産 有・無
 11 課税標準の特例 有・無
 12 特別償却又は圧縮記帳 有・無
 13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法
 14 青色申告 有・無

第二十六号様式(提出用・控用)

該当する方を○で囲んでください。

償却資産申告書の記入例 2

資産の種類	前年取		計((イ)-(ロ)+(ハ))	15 市(区)町村内における事業所等資産の価額
	前年	前年		
	取得したもの(イ)	中に減少	(ハ)	(ロ)
	十億 千 円	十億 千 円	十億 千 円	十億 千 円
1 構築物	4500000		4000000	① 須坂市大字須坂〇〇番地の〇
2 機械及び装置	81300000		81300000	② 須坂市大字日滝〇〇番地の〇
3 船舶				③
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具器具及び備品	1600000	800000	1980123	16 借用資産 (有・無) 〇〇リース欄 須坂市大字須坂〇〇番地 026-□□□-△△△△
7 合計	87400000	1300000	1980123	88080123

税理士又は税理士法人が、税務代理をする場合には、その権限を有することを証する書面として税務代理権限証書を御提出ください。

住所と資産所在地が同一の場合も含めて市内全ての資産所在地を必ず記入してください。書ききれない場合は備考欄あるいは別の用紙(様式自由)に記入してください。

10

11

12

該当する方を○で囲んでください。「有」の場合は、貸主(リース会社等)の名称等を記入してください。

該当する方を○で囲んでください。

資産の種類	評価額		決定価格		課税標準額	
	十億 千 円					
1 構築物						
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具器具及び備品						
7 合計						

次のような事項を記入してください。
 ①添付書類がある場合はその名称
 ②前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合は、異動年月日、旧住所及び旧名称等
 ③該当資産がない場合は「資産なし」と記入してください。
 ④納税管理人を定めている場合は、納税管理人の住所、氏名
 ⑤その他申告に必要な事項

13

10

前年度以前に申告された方(申告書に氏名等が印字されている場合)の償却資産申告書の記入方法

① ~ ⑨ について確認又は記入してください。

種類別明細表 (一覧表)

※行政区	住所	世帯	※ ページ
※	所有者コード		

番号	種類区分	番号	種類区分	住所	法
1	構築物	4	航空機	須坂市大字須坂〇〇〇番地の△	法
2	機械及び装置	5	車両及び運搬具		
3	船舶	6	工具、器具及び備品		
				氏名	株式会社 須坂市 代表 須坂太郎

(資産の種類欄には、上記の区分を記入してください。)

行番号	異動区分			※ 品目番号 (1点No.)	資産コード	資産の名称等 (漢字・カタカナ・数字・英字で 記入してください。30字以内)	数 量	取得年月			取得価格		耐用年数	※ 減価残存率 %	1月1日現在 倫理帳簿価格	1月1日現在 評価額	※ 課税標準の特例 率	※ 課税標準額	※ 税額の特例	事由	摘要
	減少	修正	増加					年号	年	月	取	得									
01	1	②	3	1		コンクリート舗装	1	4	24	09		2000000 1500000	15	0.858		253732 190298		295726			取得価格 訂正
02	1	2	3	1		受変電設備	1	4	24	12		2500000	15	0.858		317165		369657			
03	1	2	3	6		化学工業製品製造設備	1	4	19	05		1500000	13	0.838		75000		75000			
04	1	2	3	6		フラットパネルディスプレイ	1	4	19	04		79800000	8	0.750		3990000※		3990000			
05	①	2	3	6		コピー	1	4	10	12		800000	5	0.631		40000※		40000			R7年7月 廃棄
06	1	2	3	6		パソコン	1	4	23	01		800000	4	0.562		40000※		40000			
07	1	2	③	6		コピー	1	5	06	12		1000100	6	0.681						1	申告もれ
08	1	2	3	6		応接セット	1	4	24	07		400020	8	0.750						3	R7年8月 移動 による受け入れ
09	1	2	③	6		パソコン	1	5	07	09		280003	4	0.562						1	
10	1	2	③	6		パソコン	1	5	08	01		300000	4	0.562						1	1月1日 取得資産
11	1		3																		
12	1		3																		
13	1		3																		
14	1		3																		
15	1	2	3																		
合 計																					

【資産の種類】
以下の数字で記入してく
ださい。
1=構築物
(建物付属設備含む)
2=機械及び装置
3=船舶
4=航空機
5=車両及び運搬具
6=工具、器具及び備品

④
数量を記入して
ください。

⑧
⑨
資産が減少した場合は二重線で抹消し、
摘要欄に除去年月と理由を記入してくだ
さい。
(例 R7.7月廃棄)

⑧
⑨
【増加事由】
該当する増加事由の数字を記載してくだ
さい。
1=新品取得
2=中古品取得
3=移動による受入れ
4=その他
3の場合、摘要欄に移動前の所在地を記
入してください。
4の場合、摘要欄に理由を記入してくだ
さい。

③
資産の名称を記入してくだ
さい。

⑤
【取得年月】
3=昭和
4=平成
5=令和
(例)平成23年7月の場合
「42307」となります。

⑥
【取得価格】
当該資産の取
得価格を記入し
てください。

⑦
【耐用年数】
法人税及び所得税
における法定耐用
年数を記入してく
ださい。

①
該当する番号に○を
してください。

加除訂正は赤ボールペンを使用してください。

増加事由 {
1. 新品取得 3. 移動による受入れ
2. 中古品取得 4. その他

【摘要】
課税標準の特例が適用される資産・短縮耐用年数を適用している資産・増加償却を行っている資産について
はその旨を記入してください。資産の価格の決定について必要な事項がある場合や、資産が増加した事由に
ついて特記すべき事項がある場合は、その旨を記入してください。
1月1日に取得した資産については例示のように記入してください。

種類別明細書の記入例 2

前年度以前申告された方(資産内容が印字されて
いる場合)の種類別明細書の記入方法

4 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、非課税の扱いとなり、固定資産税が課税されません。このような資産をお持ちの方は、「固定資産税非課税規定適用申請書」を提出してください。なお、「固定資産税非課税規定適用申請書」の用紙は、資産税係に御請求ください。

【非課税の対象となる償却資産の例】(一部抜粋)

適用する非課税規定に応じて事業主体、事業内容が限定されますので、所有資産の全てが非課税となるわけではありません。

非課税対象資産	地方税法第348条 (根拠規定)	添付資料
宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物及び境内地	第2項第3号	定款、法人登記簿謄本等
学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産	第2項第9号	定款、法人登記簿謄本、認可証の写し
社会福祉法人が保護施設の用に供する固定資産	第2項第10号	定款、法人登記簿謄本、認可証又は指定書の写し等
社会福祉法人等が小規模保育事業の用に供する固定資産	第2項第10号の2	(施設例)
社会福祉法人等が児童福祉施設の用に供する固定資産	第2項第10号の3	救護施設 授産施設
学校法人、社会福祉法人等が認定こども園の用に供する固定資産	第2項第10号の4	小規模保育保育所 児童養護施設
社会福祉法人等が老人福祉施設の用に供する固定資産	第2項第10号の5	児童発達支援センター 認定こども園
社会福祉法人が障害者支援施設の用に供する固定資産	第2項第10号の6	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム
社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する固定資産	第2項第10号の7※	福祉ホーム 身体障害者福祉センター
更生保護法人が更生保護事業の用に供する固定資産	第2項第10号の8	老人デイサービス
介護保険法の規定により包括的支援事業の委託を受けた者が包括的支援事業の用に供する固定資産	第2項第10号の9	生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
児童福祉法の規定により事業所内保育事業の認可を得た者が事業所内保育事業(利用定員が6人以上)の用に供する固定資産	第2項第10号の10	放課後児童健全育成事業 地域子育て支援拠点事業 事業所内保育事業等

※社会福祉事業の実施主体が一般財団法人やNPO法人等の場合は、非課税に該当する団体であることについて長野県等から証明を取得する必要がある場合があります。

5 課税標準の特例の適用を受ける償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの方は、次ページの添付書類を提出してください。

【課税標準の特例の対象となる償却資産の例】

特例対象資産	地方税法 (根拠規定)	特例率	添付書類		
ガス事業用資産	第349条の3第2項	最初の5年 1/3 次の5年 2/3			
被災償却資産に代わるものと認められる償却資産を取得又は改良した資産	第349条の3の4	1/2	・詳しくはお問い合わせください		
汚水又は廃液の処理施設	附則第15条	第2項第1号	1/3(注1)	・特定施設設置(使用、変更)届出書の写し	
下水道除害施設		第2項第5号	3/4(注1)	・除害施設新設等届出書の写し	
太陽光発電設備		1千kW未満	第25項第1号イ	2/3(注1)	・再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し
		1千kW以上	第25項第3号イ	3/4(注1)	
風力発電設備		20kW未満	第25項第3号ロ	3/4(注1)	・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
		20kW以上	第25項第1号ロ	2/3(注1)	
水力発電設備		5千kW未満	第25項第4号イ	1/2(注1)	
		5千kW以上	第25項第3号ハ	3/4(注1)	
地熱発電設備		1千kW未満	第25項第1号ハ	2/3(注1)	
		1千kW以上	第25項第4号ロ	1/2(注1)	
バイオマス発電設備		1万kW未満	第25項第4号ハ	1/2(注1)	
		1万kW以上2万kW未満	第25項第1号ニ	2/3(注1)	
特定バイオマス発電設備		第25項第2号	6/7(注1)		
令和5年4月以降に中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備	第44項	1/2、 1/3又は 1/4	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し(先端設備等導入計画を含む) ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し(特例率1/3又は1/4を受ける場合に必要) ・リース契約書の写し(注2) ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し(注2) 		
令和5年3月以前に中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物	旧法付則第64条	零(0)	<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し(先端設備等導入計画を含む) ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書の写し ・先端設備等に係る誓約書の写し(認定後に工業会等による仕様等証明書を取得した場合のみ) ・リース契約書の写し(注2) ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し(注2) 		

(注1) 地方自治体の特例率を条例で定めることが出来る仕組み「わがまち特例」が導入されています。

(注2) ファイナンス・リースに関してリース会社が申請を行う場合に必要書類です。

6 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び須坂市市税条例第42条の4の規定により10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

7 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合現年度だけでなく、下記のとおり過年度分について遡及して修正することもありますので、御了承ください。

8 過年度への遡及について

固定資産税(償却資産)は、申告年度から5年を限度として遡及しますので、申告内容によっては追徴又は還付になる場合があります(地方税法第17条の5第5項)。

偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年遡及することになります(地方税法第17条の5第7項)。

過年度に遡及した場合、「更正決定通知書」及び「納税通知書」は年度ごとに作成し発送いたします。なお、納期は1回となります。

9 国税資料等の閲覧について

地方税法354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と当市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め内容を確認させていただきますので御協力をお願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめ御了承ください。

10 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分(16ページを参照してください。)

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋又は償却資産に区分して課税されます。

償却資産として区分されるため 申告の対象となるもの	単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器として性格の強いもの
家屋として区分されるため申告 の対象とはならないもの	家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室(人が作業することが想定されない部屋)に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となりますので、償却資産申告の対象外です。

(2)賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産(特定附帯設備)

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方(テナントの方)が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法第343条第10項及び須坂市市税条例第32条第7項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください(16ページを参照してください)。

(3)家屋と償却資産の区分

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備の所有者				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の設備			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管、配線等	○				◎
	インターホン設備	集合玄関機等	○				◎
		上記以外の設備	○				◎
監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ			◎		◎	
	配管・配線等	○				◎	
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込設備等		◎		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等)、中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込設備、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式(洗面器・大小便器等)	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車場(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・舗装・緑化施設等)		◎		◎	

10 法人税・所得税との比較

固定資産税(償却資産)と国税では取扱いが異なる点がありますので、留意ください。

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い(法人税・所得税)
償却計算の期間	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用(固定資産評価基準に定められた減価率を用いる) ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度(建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度(建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません (注1)	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法)
増加償却	認められます	認められます(法人税法・所得税法)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改良費 (資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価) (注2)	原則区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産)	一時の損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 (注3) (注6)	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする (法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条)
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外 (注4) (注6)	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能 (法人税法施行令第133条の2又は所得税法施行令第139条)
即時償却資産 (中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産)	課税対象になります (注5)	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 (租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5)

(注1)圧縮記帳の制度は認められていませんので、圧縮前の取得価額としてください。

(注2)平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税(償却資産)における取扱いには変更はありません。

(注3)法人は減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

(注4)法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

(注5)中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成15年4月1日から令和8年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます(平成18年4月1日以降は上限300万円まで)。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。固定資産税(償却資産)上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

(注6)令和4年4月1日以降に取得し、かつ、貸付け(主要な業務として行われるものを除く。)の用に供した資産は、取扱いが変更となりましたので御注意ください。

IV 償却資産の評価額及び税額の計算方法

1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後、この方法により評価額を算出し、取得価額の5%になるまで減価償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、最低限度の取得価格の5%になります。

[減価残存率表]

区分 耐用年数	減価残存率		区分 耐用年数	減価残存率		区分 耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
—	—	—	21年	0.948	0.896	41年	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22年	0.950	0.901	42年	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23年	0.952	0.905	43年	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24年	0.954	0.908	44年	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25年	0.956	0.912	45年	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26年	0.957	0.915	46年	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27年	0.959	0.918	47年	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28年	0.960	0.921	48年	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29年	0.962	0.924	49年	0.977	0.954
10年	0.897	0.794	30年	0.963	0.926	50年	0.977	0.955
11年	0.905	0.811	31年	0.964	0.928	51年	0.978	0.956
12年	0.912	0.825	32年	0.965	0.931	52年	0.978	0.957
13年	0.919	0.838	33年	0.966	0.933	53年	0.978	0.957
14年	0.924	0.848	34年	0.967	0.934	54年	0.979	0.958
15年	0.929	0.858	35年	0.968	0.936	55年	0.979	0.959
16年	0.933	0.866	36年	0.969	0.938	56年	0.980	0.960
17年	0.936	0.873	37年	0.970	0.940	57年	0.980	0.960
18年	0.940	0.880	38年	0.970	0.941	58年	0.980	0.961
19年	0.943	0.886	39年	0.971	0.943	59年	0.981	0.962
20年	0.945	0.891	40年	0.972	0.944	60年	0.981	0.962

※ rとは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

[例]取得年月が令和6年5月、取得価額が250,000円、耐用年数4年のパソコンの場合

(耐用年数4年、前年中の取得のものの減価残存率 …… 0.781)

(耐用年数4年、前年前の取得のものの減価残存率 …… 0.562)

令和7年度 250,000円 × 0.781 = 195,250円

令和8年度 195,250円 × 0.562 = 109,730円

令和9年度 109,730円 × 0.562 = 61,668円

令和10年度 61,668円 × 0.562 = 34,657円

令和11年度 34,657円 × 0.562 = 19,477円

令和12年度 19,477円 × 0.562 = 10,946円 < 12,500円(取得価格の5%)

※令和12年度の算出金額は取得価額の5%(12,500円)より小さくなるので、以後12,500円が評価額になります。

2 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応じた価値の減少(減価)を考慮して、3月31日までに市長が価格(評価額)を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間において、審査の申出をすることができます。

3 税額の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{(100円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額※} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{(1,000円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率(1.4\%)} \\ \hline \end{array}$$

※課税標準額とは一つの市の区域内に所在する資産の価格の合計です(1,000円未満切り捨て)。

4 納税通知書

4月に納税通知書を発送します。納期は4月、7月、12月、翌年2月の4回になります。

※免税点は課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

申告書の提出は eLTAX(エルタックス) による電子申告を御利用ください!

eLTAXの御利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください!

●ホームページ:<https://www.eltax.lta.go.jp/>

●電話: 0570-081459(ハイシンコク)

IP 電話や PHSからは:03-6745-0720



※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください!

申告書を提出する前に御確認をお願いします

- 申告書：連絡先の記入はありますか？
- 申告書：この申告に応答する者の係及び氏名、連絡先の記入はありますか？
- 申告書：資産所在地の記入はありますか？
- 申告書：マイナンバー（個人番号）又は法人番号の記入はありますか？
- 種類別明細書：所有者コードの記入はありますか？
- 種類別明細書：増加資産の取得年月、取得価格、耐用年数の記入はありますか？
- 種類別明細書：増加事由の欄（1～4）の記入はありますか？
- 電算申告の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか？
- 申告書の控えをご希望される方は、必要な料金分の切手を封筒に貼ってありますか？

非課税、課税標準額の特例の対象資産をお持ちの場合は、同時に必要書類の提出もお願いいたします。

【お問合せ】

- 〒382-8511
長野県須坂市大字須坂1528番地の1
須坂市役所総務部 税務課資産税係
- 電話：026-245-1400(代表)
026-248-9001(税務課専用)
 - Eメール s-zeimu@city.suzaka.nagano.jp
 - 開庁時間：8時30分～17時15分(土日祝日除く)

